

## 第3章 国際紛争の国際法的解決方法と投資保護：追補

小樽商科大学商学部企業法学科助教授 佐古田彰

本研究会の国際法部門は、1998年5月の第1号報告書で「国際紛争及び投資紛争の国際法的解決方法」(以下「98年報告書」とする。)について、1999年5月の第2号報告書で「外国投資の保護に関する国際法上の権利義務」(以下「99年報告書」とする。)について、取りまとめた。その後これらのテーマに関していくつか新しい動きが見られたこと及び紙数の関係から、今年度報告書は、これらの報告書の作成以降に生じた新たな動きについて簡単に紹介することとする。

### 第一節 国際紛争及び投資紛争の国際法的解決方法

「98年報告書」では、日ロ共に第二次大戦後国際裁判の経験がない旨述べた<sup>1</sup>。しかし、この数年の間に、日本もロシア連邦も、国際裁判の当事者となる事件が発生した。日本については、「みなみまぐろ事件」に関する1999年の国際海洋法裁判所命令(暫定措置)及び2000年の仲裁裁判所判決(管轄権)であり、ロシア連邦については、2002年「ヴォルガ号事件」国際海洋法裁判所判決である。

また、この間に国際司法裁判所の日本人裁判官にも変化があった。

以下これら3点について述べる。

#### 一. みなみまぐろ事件(ニュージーランド・オーストラリア対日本)<sup>2</sup>

<sup>1</sup> 93、117頁。

<sup>2</sup> この事件は日本が訴えられたということ及び資源保護・環境保護に関係したことから、内外の学界のみならず一般にも注目を集めた。この事件に関する差し当たっての日本語文献としては、国際法学会の学会誌である『国際法外交雑誌』100巻3号(2001年)がこの事件の特集号であり、この裁判に関わった裁判官、国際法学者、外務省職員らの論考が寄せられており、有用である。特に、事件の経緯、事実関係などは、外務省条約局法規課職員のみまとめた、松川るい＝有吉留美「みなみまぐろ事件資料集」184頁以下に詳しい。また、みなみまぐろ資源に関するNZ・豪との国際交渉に携わった水産庁職員による、小松正之＝遠藤久『国際マグロ裁判』(岩波新書、2002年)も興味深い。この事件は新聞でも大きく取り上げられ、例えば、暫定措置命令に関して『北海道新聞』99年8月28日付け朝刊3面、『朝日新聞』1999年8月28日付け朝刊1面及び同8月29日付け朝刊社説で、本案判決に関して『北海道新聞』2000年8月6日付け朝刊3面、『朝日新聞』2000年8月6日付け朝刊2面で報じられている。

## 1. 事件の概要

みなみまぐろ事件は、1998年から、日本が、ニュージーランド（NZ）とオーストラリア（豪）の同意を得ずに、みなみまぐろ（Southern Bluefin Tuna）の調査漁獲を一方的に実施したことを問題として、NZと豪が日本を被告として訴えた事件である。

これら3カ国は1993年に「みなみまぐろ保存条約」<sup>3</sup>を締結し、この資源の保存のための協力体制を設けていた。当初、この条約の枠内で調査漁獲の問題が議論されていたが、1999年7月に、NZと豪が、このみなみまぐろ保存条約違反ではなく、国連海洋法条約違反を理由に、日本を訴えたのである。

## 2. 裁判の仕組み ～ 仲裁裁判所と国際海洋法裁判所

### (1) 本案事件と暫定措置事件

この事件には、「仲裁裁判所」と「国際海洋法裁判所」の2つの国際裁判所が関係している。

NZと豪は、日本の調査漁獲が国連海洋法条約違反であるとして国連海洋法条約付属書Ⅶに基づく「仲裁裁判所」に対し提訴した（以下「本案事件」とする。）。また、両国は、事態の緊急性を理由として「国際海洋法裁判所」に日本の調査漁獲の即時中止という暫定措置を求めて提訴した（以下「暫定措置事件」とする。）。

「暫定措置（provisional measures）」<sup>4</sup>は、正確さを欠くが雑に説明すると、本案に関する判決が下されるまでの仮判決のようなものであり、我が国の民事訴訟における仮処分<sup>5</sup>に相当する。つまり、暫定措置手続きは本案手続きの「付随手続」（海洋法裁判所規則第3部C節）として位置づけられ、通常は本案事件と暫定措置事件は同一の裁判所で審理される。しかし、「仲裁裁判所」は原告の提訴によりその都度設立され常設でない<sup>6</sup>ため、この仲裁裁判所が構成されるまでの間、常設の「国際海洋法裁判所」が「仲裁裁判所」に代わって暫定措置を定めるものとしたのである（海洋法条約290条5項）。国際裁判において、このように本案事件とは別の裁判所が暫定措置事件を扱うという仕組みは、これまで例がなかった<sup>6</sup>。

なお、海洋法条約付属書Ⅶに基づいて仲裁裁判所が設立されたのは、このみなみまぐろ事件が初めてである。

<sup>3</sup> 条約文は、水産庁監修『漁業に関する国際条約集』（新水産新聞社、1999年）397頁以下。

<sup>4</sup> 国連海洋法条約では「暫定措置」の語が用いられたが、国際司法裁判所では「仮保全措置」の語が用いられる。両者とも、制度としては同じものである。

<sup>5</sup> 海洋法条約付属書Ⅶ参照。仲裁裁判所一般について、「98年報告書」90頁参照。

<sup>6</sup> J. Sztucki, *Interim Measures in the Hague Court* (1981), pp. 224-225, fn. 16.

## (2) 裁判所の場所

海洋法裁判所は、ドイツ・ハンブルグに所在する（海洋法条約付属書VI 1条1項）。仲裁裁判所は当事国間の合意により、米国・ワシントンの世界銀行内にある投資紛争解決国際センター（ICSID）<sup>7</sup>の施設が利用された。

## (3) 裁判官

海洋法裁判所の裁判官（21人）は、国連海洋法条約の締約国により選挙で選ばれる。当時は（及び現在も）裁判官に日本国籍を有する山本草二・東北大学名誉教授が含まれていた（任期2005年9月まで）が、NZ・豪からは裁判官は選ばれていなかった。このような場合、公平を期するため、当該事件に限り特別に自国の選ぶ裁判官を1名増員することができる<sup>8</sup>（付属書VI 17条2項）。NZ・豪は、シドニー大学教授のI. A. Shearer氏をこの特別選任裁判官に選んだ。

他方、仲裁裁判所の裁判官は、紛争当事者の合意によって原則として5人を選ぶ（付属書VII 3条）。その選び方も、当事者の合意による。日本は山田中正氏（国連国際法委員会委員・早稲田大学教授）を、NZ・豪は、NZの控訴裁判所判事であるK. Keith氏を選んだ。裁判所長には、米国のS. M. Schwebel氏（元国際司法裁判所所長）が選ばれた。

## (4) 各国代表団の構成

裁判手続きにおいて、裁判当事国は代理人（Agent）により代表され、補佐人（Counsel）と弁護人（Advocate）の補佐を受ける（海洋法裁判所規則53条）。各国代表団は、これら他に顧問（Adviser）、専門家（Expert）、補助員（Assistant）などにより構成され、これら代表団構成員の氏名及び所属・地位は、口頭弁論逐語的記録に明記される。なお、弁論の主力は補佐人であることが多い<sup>9</sup>。

暫定措置事件では、代表団は、NZが4人、豪が11人、日本は29人であった<sup>10</sup>。本案事件では、NZ・豪が合わせて10人、日本が33人であった<sup>11</sup>。両事件とも、代表団の構成員の多くは同一人物であった。原告側と比べ、日本の代表団の数の多さが目立つ。

<sup>7</sup> ICSIDについては、「98年報告書」110-112頁及び「99年報告書」142-143頁参照。

<sup>8</sup> このような制度について、「98年報告書」92頁脚注46参照。

<sup>9</sup> これら代表団構成員の職責などについての簡単な説明として、杉原高嶺『国際司法裁判制度』（有斐閣、1996年）201-205頁参照。

<sup>10</sup> 暫定措置事件の逐語的記録は、海洋法裁判所サイトで公表されている。<[http://www.itlos.org/cgi-bin/cases/case\\_detail.pl?id=3&lang=en](http://www.itlos.org/cgi-bin/cases/case_detail.pl?id=3&lang=en)>

<sup>11</sup> 本案事件の逐語的記録は、仲裁裁判所が設置されたICSIDのサイトで公表されている。<<http://www.worldbank.org/icsid/bluefintuna/main.htm>>

なお、暫定措置事件の日本の代表団の構成について参考までに述べると、外務省から代理人であり団長である外務省条約局長を含む 9 人、水産庁（国立遠洋水産研究所（当時）を含む）から水産庁次長を含む 9 人、国際法学者が国際法学会理事長を含む 5 人、水産業界から日本鮪鯉漁業組合連合会（日かつ連）会長を含む 2 人、米国弁護士事務所から 3 人、及び、南アフリカの水産学者 1 人、である。

### 3. 裁判所の判断

1999 年 7 月 15 日に NZ と豪が、「仲裁裁判所」に提訴した。

両国は、条約の規定（海洋法条約 290 条 5 項）に従って 2 週間が経過した 7 月 30 日に国際海洋法裁判所に暫定措置を要請した。海洋法裁判所は、1 カ月後の 8 月 27 日に、NZ と豪の主張を認め日本の調査漁獲の中止を命じた<sup>12</sup>。

仲裁裁判所は、2000 年 8 月 4 日に、今度は日本側の主張を容れ、管轄権なしという判決を下した<sup>13</sup>。1993 年みなみまぐろ保存条約は、当事国の合意なくこの条約の規定する紛争解決手続以外の紛争解決手続を認めていないというのが、その理由である。

### 4. 本件裁判の評価

これら 2 つの裁判所の判断は複雑な法律問題を含んでいるが、その具体的内容は本研究会の関心の外である。ここでは、以下の 4 点について指摘しておきたい。

#### (1) 日本にとって 100 年振りの国際裁判

これまで日本は、国際裁判は 2 度しか経験していない<sup>14</sup>。前回の裁判が 1905 年であるため、このみなみまぐろ裁判はほぼ 100 年振り、第二次大戦後初の国際裁判ということになる。

結果はどうあれ、やはり国際裁判を実際に経験したという事実は大きいと言えよう。今回の裁判を通じて、理論や理屈では分からない具体的な様々な手続き、裁判の進め方、弁論の仕方などを実体験でき、またそこで学んだ反省点など、その経験はすべて次に活かす

---

<sup>12</sup> 命令文は、*ITLOS Reports 1999*, vol. 3, pp. 276 ff. 前記海洋法裁判所サイト（注 10）には、命令文のほか口頭弁論記録、プレスリリースなどが公表されている。なお、命令主文の翻訳が、前記「みなみまぐろ事件資料集」（注 2）197-202 頁に記されている。

<sup>13</sup> 判決文は、*International Legal Materials*, vol. 39 (2000), pp. 1359 ff. 前記 ICSID サイト（注 11）には、判決文のほか口頭弁論記録などが公表されている。なお、判決主文の翻訳が、前記資料集（前注）206 頁に記されている。

<sup>14</sup> 「98 年報告書」93 頁。他に共同原告として形だけ参加した裁判が 2 件あるが、通常はこれらを日本の国際裁判の経験に含めない。

ことができる。また将来何らかの紛争が生じた場合、必要であれば国際裁判に訴えるという選択肢も比較的余裕を持って考慮することができよう。

## (2) 民間人の関与

前述したように、日かつ連が日本側代表団のメンバーに加わっている。この裁判に関して、日かつ連がどのように積極的に働きかけたのかあるいは政府の思惑に振り回されただけであるのか分からないが、少なくとも裁判記録に表れる程度に何らかの役割を演じていることは確かである。このことは、外交問題であっても、民間が全く無関係ではなくまた必ずしも蚊帳の外に置かれるわけではないことを如実に示している<sup>15</sup>。

## (3) 法律論と科学的論争

日本とNZと豪の3国は、1993年みなみまぐろ保存条約に従って、毎年みなみまぐろの漁獲割り当て量を決めてきた。この事件では、日本は資源状況は回復しつつあるとして総漁獲量の増加を主張したのに対しNZと豪がそれを受け入れず、そのため更に日本は資源の回復状況を調査するための調査漁獲を実施すべきことを提案したがそれもNZと豪により拒否されたことから、一方的な調査漁獲に踏み切ったという経緯がある。つまり、この紛争は、元々は資源回復の有無の事実とそれを調査するための手法に関する科学的な（水産学的な）意見対立であったとすることができる。

しかし、いったんこれが法廷の場に持ち込まれた以上は、今度は法的な観点から問題を処理しなければならない。日本は、特に暫定措置事件において、本件紛争が科学的紛争であるという立場に固執し、法廷において、様々なデータとグラフを駆使してその科学的な証明を試みた。弁論の多くの時間が、このために費やされた。しかし、言うまでもなく裁判官は国際法の専門家であって水産学の専門家ではない。水産学者の間で意見が対立している問題を裁判官が判断できるわけではなく、また科学的論争を解決することは裁判所の任務でもなく権限にも含まれない。そのため日本側の立論がこのように法律論から大きく逸れてしまったことは、法廷の場では致命的である。例えば、先例上、暫定措置が認められるための要件の一つに、「回復不可能な損害 (irreparable prejudice/damage)」という基準が用いられる。これは、暫定措置が与えられるのは、本案判決がなされる前に本案判決で救済されるべき権利が回復できないような場合に限り、という考えに基づく。つまり、ここでいう回復不可能性とは、「権利の」回復不可能性を意味する<sup>16</sup>。ところが、日本側は、

---

<sup>15</sup> 政府・外務省と民間の関係についての筆者の見解について、「98年報告書」77頁参照。

<sup>16</sup> 1972年「漁業管轄権事件」国際司法裁判所仮保全措置命令は、「暫定措置を指示する裁判所の権利は、裁判所の判決までの間、・・・irreparable prejudiceが裁判手続における紛争の主題である権利に対し引き起こされるべきでないこと・・・を前提とする」(ICJ Reports

この要件を「資源の」回復不可能性と誤解して、日本が調査漁獲を行っても資源は回復できるということを科学的に証明しようとしたのである。

このように、元々の紛争の原因は何であれ、法廷の場では法律論に徹するという姿勢を保たなければならないのである。

#### (4) 米国弁護士事務所

最後に、米国弁護士事務所について指摘しておきたい。この裁判には、米国の弁護士事務所が、例えば暫定措置事件で科学面に関して弁論を行うなど、深く関わった。この米国弁護士事務所に所属する弁護士であり本案事件では弁護人に名を連ねた池田祐久氏が、次のように書いている。「おおかたの裁判の場合、裁判所に出廷する前に勝負はついている。ミナミマグロ紛争の場合、仲裁裁判であり、裁判に関わるあらゆる条件を事前に交渉によって決めることになっていた。仲裁人を誰にするか、いつどこでやるか、公用語は何にするか、何回口頭弁論するか。前哨戦から緊迫したやり取りが行われた。その末に幸いにも場所は私たちの法律事務所の支店があるワシントン、公用語は英語と日本語、仲裁人も過半数はわれわれの事務所と以前かかわりのあった人となった。」<sup>17</sup>。

米国弁護士事務所の組織力と機動力、情報収集・分析能力は恐らく世界最高水準であると言って良いだろうが、こと国際裁判に関して米国の国内裁判と同様の手法がどこまで通用するか、その評価は慎重でなければならない。例えば、国際裁判で適用される国際法は国内法と多くの面で異なっており、国際法を使いこなすためにはそのための特別な知識と訓練を必要とすること、裁判の主要関係者（裁判官、補佐人・弁護人、裁判所書記局幹部職員等）は一種独特の（悪く言えば閉鎖的な）クラブのような場を形成しており、そのクラブ外の人はそのクラブの論理・考え方に疎いこと、裁判当事者は政府であることから、国内裁判と異なり単に裁判で勝つためにどのような主張をしてもよいということにはならず、これまでの政策（事件と直接関係ないものも含む）との連続性・整合性、国内の利害関係者への配慮、相手国との今後の外交関係などを考慮しながら自国の主張をしなければならぬため、自ずとその主張に制約が課せられること、などが挙げられよう。加えて、弁護士事務所を利用する場合、弁護士事務所は雇われる側であり最後には顧客の意向に逆らえないこと、言うまでもなく弁護士費用は極めて高額であることも、指摘できよう。

国内裁判とは異なる複雑な要素を持つ国際裁判について、こういった事情や難点を最もよく知る立場にあるのは、やはり外務省職員と、外務省と密な関係を持つ日本人国際法学

---

1972, p. 16, para. 21) と述べ、「権利」の回復不可能性であることを明確に示している。「権利」の回復不可能性という考え方は、学説上も一般に支持されている（杉原『前掲書』（注9）279-281頁）。なお、国際司法裁判所は、1970年代以降多くの仮保全措置（暫定措置）事件を扱ってきたが、ほとんどはこの1972年命令21項を踏襲しこれとほぼ同文である。  
<sup>17</sup> 池田祐久『『ロー敗戦』若き国際弁護士の警告』『文藝春秋』2000年10月号264-265頁。

者であろう。国際裁判という具体的な状況を想定して、一方で外務省職員を中心に据えつつ他方で即戦力として使えるように国際法学者に対しても、今後訓練を行い経験を積ませていくべきではないだろうか。今後も国際裁判の都度米国弁護士事務所を利用するのか、それとも外務省職員と日本人国際法学者を活用していくのかによって、これからの裁判対策の進む方向は異なってくる、といえよう。

## 二. 2002年「ヴォルガ号事件」国際海洋法裁判所判決（ロシア連邦対オーストラリア）<sup>18</sup>

### 1. 事件の概要と判決

この事件は、ロシア船籍のヴォルガ号（Volga；船主はロシア法人）が2002年2月にオーストラリアにより違法操業の疑いで拿捕され、乗組員3人（いずれもスペイン人、船長は起訴前に死亡）がオーストラリアの裁判所で起訴された事件に関して、同船舶と乗組員の即時釈放（prompt release）を求めて、ロシア連邦がオーストラリアを被告として、国際海洋法裁判所に訴えた事件である。

国連海洋法条約は、その制度の趣旨や詳細はここでは措くが、拿捕された船舶・乗組員は、その漁業活動等の違法性の有無を問わず「合理的な保証金」の支払いを条件として即時釈放されるという制度を設けた（73条2項など）。しかし、違法操業の容疑のある船舶の旗国が、その船舶を抑留している国の当局から要求された保証金の額が「合理的」でないとして、海洋法裁判所で争うことがこれまで何度かあった。このヴォルガ号事件を含め海洋法裁判所に付託された事件（実質9件）のうち6件（ただし1件取り下げ）が、この即時釈放事件である。

オーストラリア裁判所は、船舶と乗組員の釈放の条件として、約330万オーストラリアドル（船舶だけの釈放の保証金192万オーストラリアドルを含む）の保証金とその他の条件を課した。ロシア連邦はこれを不服として、海洋法裁判所に提訴したのである。

海洋法裁判所では、ロシア連邦は合理的な保証金の額は50万ドル以下である旨主張した。海洋法裁判所は、判決直前に乗組員が釈放されたことを考慮して、船舶釈放のため192万オーストラリアドルの保証金のみ（保証金以外の条件は否定）を支払うよう命じた。提訴が2002年12月2日、判決は3週間後の12月23日であった。

### 2. 本件裁判の評価

本件裁判は、繰り返しになるが、ロシア連邦が、ソ連時代を通じて第二次大戦後初めて国際裁判を経験したことが注目される。特に、これは、原告としての立場であることに注

---

<sup>18</sup> 判決、当事者の主張、プレスリリースなどは、海洋法裁判所サイトで公表されている。  
<[http://www.itlos.org/cgi-bin/cases/case\\_detail.pl?id=11&lang=en](http://www.itlos.org/cgi-bin/cases/case_detail.pl?id=11&lang=en)>

意が必要である。第一に、このことは、ロシア連邦も、国際裁判・国際法に基づく紛争解決を決して疎かにしていないことを示している。第二に、これまでの即時釈放事件ではすべて形式上政府が原告であるが、実際には、拿捕された船舶の船主から依頼を受けた弁護士事務所（海事弁護士であることが多い）が政府からの委任状をとって法廷で活動を行っている。つまり、これらの場合、政府は実際上は裁判に関与していない。事実、取り下げられた 1 件を除く 4 件の即時釈放事件では、口頭弁論逐語的記録の代表団構成員には政府関係者は記されていない（取り下げられた 1 件は口頭弁論を行っていないため代表団構成員は不明）。それに対し、このヴォルガ号事件では、原告のロシア連邦は代表団 6 人のうち代理人を含む 4 人がロシア政府・ロシア学界関係者であり（残りの 2 人はニュージーランドの弁護士）、政府が直接関わっている。つまり、その限りでロシア連邦も国際裁判の経験を得たと言うことができよう<sup>19</sup>。

なお、ロシア連邦は海洋法裁判所に裁判官を出している（A. L. Kolodkin; 任期 2008 年 9 月まで）。オーストラリアは、みなみまぐろ事件の時と同じ Shearer 教授を特別選任裁判官に選んだ。

### 三. 国際司法裁判所の日本人裁判官の退任と選任<sup>20</sup>

1976 年 2 月から 3 期 27 年の長期に亘って国際司法裁判所 (ICJ) の裁判官を務めた小田滋氏が、今年 2003 年 2 月に退任した。これに先立ち、昨年 2002 年 10 月、国連で、任期満了に伴う 5 人の裁判官を選ぶ選挙が行われ、日本から小和田恆氏（日本国際問題研究所理事長、外務省顧問、元国連大使）が選出された。小田氏と入れ替わりの形で、小和田氏が今年 2 月より ICJ 裁判官の任に着いている。

ロシア人裁判官は、V. S. Vereshchetin 氏で、任期は 2006 年 2 月までである<sup>21</sup>。

なお、特に重要な常設の国際裁判所は、この「国際司法裁判所」（オランダ・ハーグ）と前述の「国際海洋法裁判所」（ドイツ・ハンブルグ）の 2 つである<sup>22</sup>。確認のため、以下で日本とロシアの現在の裁判官について整理しておく（（ ）内は任期満了日）。

	国際司法裁判所	国際海洋法裁判所
日本	小和田恆 (2012.2.5)	山本草二 (2005.9.30)
ロシア連邦	V. S. Vereshchetin (2006.2.5)	A. L. Kolodkin (2008.9.30)

<sup>19</sup> ただし、実際に主に弁論を行ったのは、ニュージーランドの 2 人の弁護士であった。

<sup>20</sup> 「98 年報告書」92 頁脚注 46 参照。

<sup>21</sup> 各裁判官の任期・略歴等については、国際司法裁判所サイトを参照。<<http://www.icj-cij.org/icjwww/igeneralinformation/igncompos.html>>

<sup>22</sup> 「99 年報告書」91-92 頁で、ICJ と海洋法裁判所について簡単に紹介している。

## 第二節 外国投資の保護に関する国際法上の権利義務

投資保護に関しても、この数年の間に大きな動きが見られた。

### 一. 日ロ投資保護協定の発効

日ロ投資保護協定（1998年11月13日署名）<sup>23</sup>が、2000年5月27日に発効した。この日以後、同協定は日ロ両国を法的に拘束することとなる。

この協定についての外務省の説明を、以下記す。

#### 「1. 経緯（省略）

##### 2. 協定の概要

本協定は、日本とロシアとの間の経済関係の一層の緊密化のために両国間の投資の促進及び保護のための法的枠組みを設定するものであり、投資環境における国際的傾向とロシアの投資環境の現状を踏まえ、法令の公表、貿易に関連する投資措置の禁止等も規定されています。

本協定の主要点は次のとおりです。

- (1) 投資の許可に関連する事項についての最恵国待遇
- (2) 投資財産、収益、投資に関連する事業活動等に関連する内国民待遇及び最恵国待遇
- (3) 収用等の措置の条件及びそれらの措置がとられた場合の補償並びにこれらに関する最恵国待遇
- (4) 送金等の自由
- (5) 投資保証等に基づく請求権等の代位
- (6) 投資紛争解決のための手続
- (7) 投資に関する法令の公表
- (8) 現地調達要求等の貿易関連投資措置の禁止

##### 3. 意義

本協定は、投資の許可につき最恵国待遇を定めるとともに許可された投資の結実としての投資財産、右から生じる利益、投資に関連する事業活動につき保護や待遇の保障を定めることによって良好な投資環境を醸成しようとするものです。これは、ロシ

---

<sup>23</sup> この協定の具体的な内容については、「98年報告書」139-145頁参照。協定全文は、「99年報告書」149-152頁及び『ロシア東欧貿易調査月報』44巻7号（1999年）44-54頁に再録されている。

アに投資を行う日本投資家にとり有意義です。さらに、本協定の締結は、投資環境の整備を通じて両国間の投資の増大及び経済関係の緊密化に資することが期待されます。」<sup>24</sup>

なお、日本は近年急速に二国間投資保護協定（BIT）を締結するようになった。参考までに、日本が締結した二国間投資保護協定の一覧を下記の表にまとめてみた。

相手国・地域	署名日	発効日
エジプト	1977.1.28	1978.1.14
スリランカ	1982.3.1	1982.8.7
中華人民共和国	1988.8.27	1989.3.14
トルコ	1992.2.12	1993.3.12
香港	1997.5.15	1997.6.18
パキスタン	1998.3.10	2002.5.29
バングラデシュ	1998.11.10	1999.8.25
ロシア連邦	1998.11.13	2000.5.27
モンゴル	2001.2.15	2002.3.24
シンガポール	2002.1.13	2002.11.30
韓国	2002.3.22	2003.1.1

資料出所：佐古田「99年報告書」149頁、外務省サイト<<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/investment/index.html>>; <[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/treaty\\_020418.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/treaty_020418.html)>より。

注) 対シンガポール協定及び対韓国協定は、厳密には投資保護協定とは言えず「投資協定」とも呼ばれる<sup>25</sup>が、投資保護協定と同様の投資保護も含むためここに記した。

## 二. 1994年エネルギー憲章条約の日本の批准

1994年に作成され1998年に発効したエネルギー憲章条約<sup>26</sup>が、昨年2002年7月5日に日本の国会により承認され、10月21日に日本について効力を有することとなった<sup>27</sup>。

<sup>24</sup> 外務省サイトより。<[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/investment/h\\_russia.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/investment/h_russia.html)>

<sup>25</sup> 両協定とも、投資保護だけでなく投資の自由化も対象としているためである。なお、対シンガポール協定（日星新時代経済連携協定）は日本初の自由貿易協定（FTA）であり、貿易の自由化を含むより幅広い内容を持っている。

<sup>26</sup> 「98年報告書」104、112－113頁、「99年報告書」134－137頁。

<sup>27</sup> 外務省サイトより<<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/energy/charter.html>>。また条約の概要などについても同URLに説明がある。条約の日本語公定訳が、同じく外務省サイト

外務省は、この条約の締結の意義について、「この条約は、エネルギー原料及びエネルギー製品の貿易並びにエネルギー分野における投資を促進すること等を目的とするものである。我が国がこの条約を締結することは、エネルギー分野における経済協力の強化に寄与するとの見地から有意義であると認められる。」と説明している<sup>28</sup>。また、この条約の実施のための新たな立法措置は不要とされている<sup>29</sup>。

2002年12月現在、署名国51カ国のうち批准国は46カ国である。ロシア連邦は、未批准であるが、条約を暫定的に適用している<sup>30</sup>。なお、米国、カナダは、この条約の作成に関与したが期限までに署名をしなかったため批准資格を失った<sup>31</sup>。

ところで、このエネルギー憲章条約は、投資許可に関して1998年1月までに「補足条約」が作成されることを予定していた(10条4項)<sup>32</sup>。そのための交渉は実質的に1998年夏に終了し、草案が作成され公表されている<sup>33</sup>が、現在もなお署名開放されていない。その理由は、フランスの国内政治的状況のためとされる<sup>34</sup>。この補足条約は興味深い内容をいくつか有しているが、本報告書は投資許可(投資自由化)の問題を対象としていない<sup>35</sup>ので、これ以上の説明は割愛する。

また、パイプラインによる天然ガス輸送の場合など、他国へのエネルギー原料・製品の輸送に関するエネルギー憲章条約7条の規定の補足・拡充のための「通過議定書」の作成が、現在進められている<sup>36</sup>。日本の場合、国際的なエネルギーネットワークに組み込まれていないため、現在のところこの「通過議定書」は日本企業のエネルギー分野への投資保護という意味しか持たないが、将来的にエネルギー憲章条約の締約国から国際パイプラインにより天然ガスが日本に輸入される場合にはこの議定書は重要となると考えられている<sup>37</sup>。

---

で公表されている。<[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/t\\_020415.pdf](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/t_020415.pdf)>

<sup>28</sup> この条約を国会に提出するにあたり外務省が作成した『説明書』1頁。この説明書は、外務省サイトで公表されている。<[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/t\\_020415b.pdf](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/t_020415b.pdf)>

<sup>29</sup> 前記『説明書』(前注)9頁。

<sup>30</sup> エネルギー憲章条約サイト参照。<<http://www.encharter.org/index.jsp?psk=0602&ptp=tDetail.jsp&pci=24&pti=21>>

<sup>31</sup> 米国が加わらなかった理由について、小澤純夫「エネルギー憲章条約事務局勤務を終えて」『国際資源』2001年3月号43-45頁参照。

<sup>32</sup> 「99年報告書」135頁参照。

<sup>33</sup> 草案とその簡単な説明は、エネルギー憲章条約サイト参照。<<http://www.encharter.org/index.jsp?psk=1003&ptp=tDetail.jsp&pci=128&pti=42>>

<sup>34</sup> レイフ・K・エルヴィック=ヨアキム・H・カール「エネルギー憲章条約プロセス - その歴史と発展、そして最近の挑戦」『国際資源』2001年3月号8頁、小澤「前掲論文(注31)45-46頁。より具体的に言うと、環境及び労働に関する問題についてである。「99年報告書」135頁参照。

<sup>35</sup> 「99年報告書」114頁参照。

<sup>36</sup> 詳しくは、エネルギー憲章条約サイト参照。<<http://www.encharter.org/index.jsp?ptp=tList.jsp&pti=15&psk=07>>

<sup>37</sup> 田中浩介「エネルギー憲章条約の最近の動き - 通過議定書の作成交渉」『国際資源』2001

### 三. 2002 年 ICSID 追加制度規則の改正

最後に、ICSID 追加制度規則 (Additional Facility Rules) の改正について付言しておく。

投資紛争の一方当事者が 1965 年 ICSID 条約の非締約国あるいは非締約国国民の場合には ICSID を利用できないことになるが、1978 年に作成されたこの ICSID 追加制度規則によって、そのような場合でも一定の条件の下で ICSID の利用が可能となった<sup>38</sup>。ロシア政府と日本企業との間の投資紛争について、ロシアがこの ICSID 条約を締結していないため、上述の 1998 年日ロ投資保護協定 11 条 2 項 2 号によって、日本企業は ICSID 追加制度規則に基づく ICSID の調停・仲裁を利用することができる<sup>39</sup>。

今回のこの改正の目的は、規則の合理化である。この改正によって、1984 年の ICSID 規則改正により不必要に複雑化した両規則間の齟齬が解消され、また不必要に厳格になっている運用方法をより柔軟に運用しうるようになった<sup>40</sup>。これは高度に法技術的な内容であるので、これもこの改正の事実の紹介にとどめておく。なお、この改正の発効は、2003 年 1 月 1 日である。

\*

\*

\*

次年度以降の調査研究は、タンカー事故により生じた油汚染損害についての国際賠償責任と、日ロ間で海底パイプラインを敷設する場合の国際法上の問題・ありうべき政府間協定について、検討したいと考えている。

---

年 3 月号 16 頁。

<sup>38</sup> 「98 年報告書」110-111 頁参照。

<sup>39</sup> 詳しくは「99 年報告書」142-143 頁。

<sup>40</sup> この改正規則とその紹介について、ICSID サイト参照。<<http://www.worldbank.org/icsid/amend.htm>>